

第2号様式(第10条関係)

令和 4 年 4 月 28 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

花城 大輔



令和3年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和3年度政務活動費収支報告を提出します。



別紙

令和3年度 政務活動費収支報告書

議員名 花城大輔

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	個人負担(計上せず)
研 修 費	0	個人負担(計上せず)
広聴広報費	0	個人負担(計上せず)
要請陳情等 活 動 費	0	個人負担(計上せず)
会 議 費	0	個人負担(計上せず)
資料作成費	0	個人負担(計上せず)
資料購入費	51,100	産経新聞代金
事 務 所 費	843,976	電気料金・家賃
事 務 費	146,786	固定電話料金・NHK受信料・複合機レンタル
人 件 費	1,090,197	勤務手当(2021年4月分~2022年2月分迄)・労働保険料
合 計	2,132,059	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
4/30	令和3年4月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
5/31	令和3年5月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
6/30	令和3年6月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
7/30	令和3年7月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
8/31	令和3年8月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
9/30	令和3年9月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
10/29	令和3年10月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
11/30	令和3年11月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
12/29	令和3年12月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
1/31	令和4年1月分産経新聞代金(振込手数料110円含む)	5,110	全額	5,110
資料購入費 充当合計				51,100

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

030430	507050162	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
10:24	おつり	¥0
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人 ユ.ハナント様		
依頼人 ハナシロ タイスケ様		
振込日 03-04-30		
振込金額 ¥5,000		
振込手数料 ¥110		
0430035		
印紙税実費納付につき那覇税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年4月分

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

030531	507060183	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
10:58	おつり	¥0
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人 ユ.ハナント様		
依頼人 ハナシロ タイスケ様		
振込日 03-05-31		
振込金額 ¥5,000		
振込手数料 ¥110		
0531077		
印紙税実費納付につき那覇税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年5月分

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

030630	507050126	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
10:57	おつり	¥4,890
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人 ユ.ハナント様		
依頼人 ハナシロ タイスケ様		
振込日 03-06-30		
振込金額 ¥5,000		
振込手数料 ¥110		
0630031		
印紙税実費納付につき那覇税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年6月分

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

030730	507060130	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
10:46	おつり	¥0
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人 ユ.ハナント様		
依頼人 ハナシロ タイスケ様		
振込日 03-07-30		
振込金額 ¥5,000		
振込手数料 ¥110		
0730046		
印紙税実費納付につき那覇税務署承認済		

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年7月分

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

030831	507050157	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
10:58	おつり	¥4,890
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人	ユ.ハナント様	
依頼人	ハナシロ タイスケ様	
振込日	03-08-31	
振込金額	¥5,000	
振込手数料	¥110	
0831060		

印紙税賦納
付につき那覇
税務署承認済

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年8月分

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

030930	507050098	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
10:21	おつり	¥4,890
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人	ユ.ハナント様	
依頼人	ハナシロ タイスケ様	
振込日	03-09-30	
振込金額	¥5,000	
振込手数料	¥110	
0930031		

印紙税賦納
付につき那覇
税務署承認済

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年9月分

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

031029	507050125	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
11:24	おつり	¥40
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人	ユ.ハナント様	
依頼人	ハナシロ タイスケ様	
振込日	03-10-29	
振込金額	¥5,000	
振込手数料	¥110	
1029042		

印紙税賦納
付につき那覇
税務署承認済

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年10月分

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

031130	507060196	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
11:24	おつり	¥0
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人	ユ.ハナント様	
依頼人	ハナシロ タイスケ様	
振込日	03-11-30	
振込金額	¥5,000	
振込手数料	¥110	
1130067		

印紙税賦納
付につき那覇
税務署承認済

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年11月分

ご利用明細 いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返りかめ
のうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

031229	507050091	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
11:41	おつり	¥4,890
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人	ユ.ハナント様	
依頼人	ハナシロ タイスケ様	
振込日	03-12-29	
振込金額	¥5,000	
振込手数料	¥110	
1229017		

印紙税費納
付につき那覇
税務署承認済

琉球銀行

102-317(23.01)

令和3年12月分

ご利用明細 いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返りかめ
のうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

040131	507050175	
09	現金扱	
お振込		¥5,110
11:26	おつり	¥90
琉球銀行 店		
口座番号		
受取人	ユ.ハナント様	
依頼人	ハナシロ タイスケ様	
振込日	04-01-31	
振込金額	¥5,000	
振込手数料	¥110	
0131050		

印紙税費納
付につき那覇
税務署承認済

琉球銀行

102-317(23.01)

令和4年1月分

充当割合:政務活動 のみ全額充当

請求書

904-0021
沖縄市胡屋2-15-26
仲宗根ビル201

花城 大輔 様
(090-5433-7536 4346 12 Lコース)

2021年04月分(04/01~04/30)

有限会社ベナン
〒900-0016 沖縄県那覇市稲佐1丁目18番3号
電話:(098)861-6769 FAX:(098)868-7607

請求日:2021年04月20日 ※下記の通りご請求申し上げます。

行	銘柄	※は軽減税率対象です	単価	回数	部数	金額
1	産経新聞東京版 (60001)	※	5,000	1	1	5,000
ご請求金額						5,000

[振込先]琉球銀行
ご契約者名とお振込名義が異なる場合は、
お手数ですが弊社までご連絡ください。

10%対象: ¥0 (内消費税 ¥0)
8%対象: ¥5,000 (内消費税 ¥370)

請求書

904-0021
沖縄市胡屋2-15-26
仲宗根ビル201

花城 大輔 様
(090-5433-7536 4346 12 Lコース)

2021年05月分(05/01~05/31)

有限会社ベナン
〒900-0016 沖縄県那覇市稲佐1丁目18番3号
電話:(098)861-6769 FAX:(098)868-7607

請求日:2021年05月20日 ※下記の通りご請求申し上げます。

行	銘柄	※は軽減税率対象です	単価	回数	部数	金額
1	産経新聞東京版 (60001)	※	5,000	1	1	5,000
ご請求金額						5,000

[振込先]琉球銀行
ご契約者名とお振込名義が異なる場合は、
お手数ですが弊社までご連絡ください。

10%対象: ¥0 (内消費税 ¥0)
8%対象: ¥5,000 (内消費税 ¥370)

充当割合:政務活動 のみ全額充当

904-0021
沖縄市胡屋2-15-26
仲宗根ビル201

花城 大輔 様
(090-5433-7536 4346 12 Lコース)

請求書

2021年06月(06/01~06/30)

有限会社ベナン
〒900-0016 沖縄県那覇市胡屋1丁目18番3号
電話:(098)861-6769 FAX:(098)868-7607

請求日: 2021年06月20日 ※下記の通りご請求申し上げます。

行	銘柄 ※は軽減税率対象です	単価	回数	部数	金額
1	産経新聞東京版 (60001) ※	5,000	1	1	5,000
ご請求金額					5,000

[振込先]琉球銀行
ご契約者名とお振込名義が異なる場合は、
お手数ですが弊社までご連絡ください。

10%対象: ¥0 (内消費税 ¥0)
8%対象: ¥5,000 (内消費税 ¥370)

904-0021
沖縄市胡屋2-15-26
仲宗根ビル201

花城 大輔 様
(090-5433-7536 4346 12 Lコース)

請求書

2021年07月(07/01~07/31)

有限会社ベナン
〒900-0016 沖縄県那覇市胡屋1丁目18番3号
電話:(098)861-6769 FAX:(098)868-7607

請求日: 2021年07月20日 ※下記の通りご請求申し上げます。

行	銘柄 ※は軽減税率対象です	単価	回数	部数	金額
1	産経新聞東京版 (60001) ※	5,000	1	1	5,000
ご請求金額					5,000

[振込先]琉球銀行
ご契約者名とお振込名義が異なる場合は、
お手数ですが弊社までご連絡ください。

10%対象: ¥0 (内消費税 ¥0)
8%対象: ¥5,000 (内消費税 ¥370)

充当割合・政務活動 のみ全額充当

904-0021
 沖縄市胡屋2-15-26
 仲宗根ビル201

花城 大輔 様
 (090-5433-7536 4346 12 Lコース)

請 求 書

2021年10月分 (10/10/31)

有限会社ベナン
 〒900-0016 沖縄県那覇市和蘭町1丁目18番3号
 電話:(098)861-6769 FAX:(098)868-7607

請求日: 2021年10月20日 ※下記の通りご請求申し上げます。

行	銘柄	※は軽減税率対象です	単 価	回数	部数	金 額
1	産経新聞東京版 (60001)	※	5,000	1	1	5,000

[振込先]琉球銀行
 ご契約者名とお振込名義が異なる場合は、
 お手数ですが弊社までご連絡ください。

ご請求金額 5,000

10%対象: ¥0 (内消費税 ¥0)
 8%対象: ¥5,000 (内消費税 ¥370)

904-0021
 沖縄市胡屋2-15-26
 仲宗根ビル201

花城 大輔 様
 (090-5433-7536 4346 12 Lコース)

請 求 書

2021年11月分 (11/29/30)

有限会社ベナン
 〒900-0016 沖縄県那覇市和蘭町1丁目18番3号
 電話:(098)861-6769 FAX:(098)868-7607

請求日: 2021年11月20日 ※下記の通りご請求申し上げます。

行	銘柄	※は軽減税率対象です	単 価	回数	部数	金 額
1	産経新聞東京版 (60001)	※	5,000	1	1	5,000

[振込先]琉球銀行
 ご契約者名とお振込名義が異なる場合は、
 お手数ですが弊社までご連絡ください。

ご請求金額 5,000

10%対象: ¥0 (内消費税 ¥0)
 8%対象: ¥5,000 (内消費税 ¥370)

904-0021
沖縄市胡屋2-15-26
仲宗根ビル201

花城 大輔 様
(090-5433-7536 4346 12 Lコース)

請求書

2021年12月01日(2021/12/31)
有限会社ペナシ
〒900-0016 沖縄県那覇市新都心1丁目18番3号
電話:(098)861-6769 FAX:(098)868-7607

請求日: 2021年12月20日 ※下記の通りご請求申し上げます。

行	銘柄 ※は軽減税率対象です	単価	回数	部数	金額
1	産経新聞東京版 (60001) ※	5,000	1	1	5,000
				ご請求金額	5,000

[振込先]琉球銀行
ご契約者名とお振込名義が異なる場合は、
お手数ですが弊社までご連絡ください。

10%対象: ¥0 (内消費税 ¥0)
8%対象: ¥5,000 (内消費税 ¥370)

904-0021
沖縄市胡屋2-15-26
仲宗根ビル201

花城 大輔 様
(090-5433-7536 4346 12 Lコース)

請求書

2022年01月18日(2022/01/31)
有限会社ペナシ
〒900-0016 沖縄県那覇市新都心1丁目18番3号
電話:(098)861-6769 FAX:(098)868-7607

請求日: 2022年01月20日 ※下記の通りご請求申し上げます。

行	銘柄 ※は軽減税率対象です	単価	回数	部数	金額
1	産経新聞東京版 (60001) ※	5,000	1	1	5,000
				ご請求金額	5,000

[振込先]琉球銀行
ご契約者名とお振込名義が異なる場合は、
お手数ですが弊社までご連絡ください。

10%対象: ¥0 (内消費税 ¥0)
8%対象: ¥5,000 (内消費税 ¥370)

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
5/31	令和3年4月分電気料金(延滞利息額16円含まず)	6,881	その他	6,865
6/30	令和3年5月分電気料金(延滞利息額19円含まず)	6,763	その他	6,744
7/30	令和3年6月分電気料金(延滞利息額20円含まず)	8,530	その他	8,505
8/31	令和3年7月分電気料金(延滞利息額23円含まず)	8,073	その他	8,050
9/30	令和3年8月分電気料金(延滞利息額29円含まず)	8,676	その他	8,647
10/29	令和3年9月分電気料金(延滞利息額31円含まず)	9,332	その他	9,301
11/30	令和3年10月分電気料金(延滞利息額32円含まず)	8,526	その他	8,494
12/29	令和3年11月分電気料金(延滞利息額30円含まず)	6,783	その他	6,753
1/31	令和3年12月分電気料金(延滞利息額28円含まず)	5,142	その他	5,114
3/23	令和3年4月分家賃	64,947	全額	64,947
4/23	令和3年5月分家賃	64,947	全額	64,947
5/24	令和3年6月分家賃	64,947	全額	64,947
6/23	令和3年7月分家賃	64,947	全額	64,947
7/23	令和3年8月分家賃	64,947	全額	64,947
8/23	令和3年9月分家賃	64,947	全額	64,947
9/24	令和3年10月分家賃(水道料金1287円値下げ)	63,660	全額	63,660
10/25	令和3年11月分家賃(水道料金1287円値下げ)	63,660	全額	63,660
11/24	令和3年12月分家賃(水道料金1287円値下げ)	63,660	全額	63,660
12/23	令和4年1月分家賃	64,947	全額	64,947
1/24	令和4年2月分家賃	64,947	全額	64,947
2/24	令和4年3月分家賃	64,947	全額	64,947
事務所費 充当合計		/	/	843,976

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			2000
42808	49	1	6	400	5380	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	257 kWh	令和 3年 4月分	ご利用期間 3月13日~ 4月13日 未支払期日 5月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	4月14日	翌月検針日	5月15日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	8056	前回(取付)指示数	5799	乗率	1
主		使用量	257	計器番号	180740
		取替前使用量	201	前月	201
				前年同月	176

ご請求金額 (再エネ賦課金)	6,881 円 (再掲 765 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 28円41銭	- 24円31銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 2円84銭	- 2円43銭	+ 3円36銭

沖繩電力株式会社

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-588-705 うるま支店
引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関・コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 4月分

領収金額	6,881 円
料金	6,100 円
再エネ賦課金	765 円
延滞利息額	16 円

【再掲】
消費税等相当額 624 円
燃料費調整額 -729.89 円

ご使用量 257 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月14日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	5月24日	26,992.0
コンビニ等 取扱期限日	6月 3日	21,531

沖繩電力株式会社
うるま支店

令和 3年 4月分 (延滞利息額 16 円含まず)

¥6,865-

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号			店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝 CD	400 5380	2000
42808	49 1 6			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	246 kWh	令和 3年 5月分	ご利用期間 4月14日~ 5月14日 お支払期日 6月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	5月15日	翌月検針日	6月14日	ご参考使用量 (kWh)
今回指示数	6302	前回(取付)指示数	6056	前月 前年同月
乗率	1	使用量	246	257 107
計器番号	180740	取替前使用量		

ご請求金額	6,763 円
(再エネ賦課金)	(再掲 826 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 24円31銭 - 18円63銭	+33円60銭 +33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 2円43銭 - 1円86銭	+ 3円36銭 + 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 5月分

領収金額	6,763 円
料金	5,918 円
再エネ賦課金	826 円
延滞利息額	19 円

【再掲】
消費税等相当額 613 円
燃料費調整額 -597.79 円

ご使用量 246 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月14日	検収(印)	附印
金融機関 取扱期日	6月24日	269920	
コンビニ等 取扱期日	7月14日	21,630	

沖縄電力株式会社
うるま支店

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

令和3年5月分 (延滞利息額 19円含まず)

¥6,744-

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号			店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝 CD	400 5380	2000
42808	49 1 6			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	300 kWh	令和 3年 6月分	ご利用期間 5月15日~ 6月13日 お支払期日 7月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	6月14日	翌月検針日	7月14日	ご参考使用量 (kWh)
今回指示数	6602	前回(取付)指示数	6302	前月 前年同月
乗率	1	使用量	300	246 377
計器番号	180740	取替前使用量		

ご請求金額	8,530 円
(再エネ賦課金)	(再掲 1,008 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 18円63銭 - 12円31銭	+33円60銭 +33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 1円86銭 - 1円23銭	+ 3円36銭 + 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 6月分

領収金額	8,530 円
料金	7,497 円
再エネ賦課金	1,008 円
延滞利息額	25 円

【再掲】
消費税等相当額 773 円
燃料費調整額 -558.03 円

ご使用量 300 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月14日	検収(印)	印
金融機関 取扱期日	7月24日	269920	
コンビニ等 取扱期日	8月3日	21,730	

沖縄電力株式会社
うるま支店

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

令和3年6月分 (延滞利息額 25円含まず)

¥8,505-

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 5380	2000
42808	49 1 6		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	279 kWh	令和 3年 7月分
ご利用期間		6月14日~ 7月13日	
お支払期日		8月13日	
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			

今月検針日	7月14日	翌月検針日	8月14日
今回指示数	6881	前回(取付)指示数	6602
乗率	1	使用量	279
計器番号	180740	取替前使用量	
前月	300	前年同月	355

ご請求金額 (再エネ賦課金) **8,073 円** (再掲 937 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 12円31銭 - 7円58銭	+33円60銭 +33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 1円23銭 - 0円76銭	+ 3円36銭 + 3円36銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 7月分

領収金額 **8,073 円**

料金 7,113 円
再エネ賦課金 937 円
延滞利息額 23 円

[再掲]
消費税等相当額 731 円
燃料費調整額 -343.18 円

ご使用量 279 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月13日	日附印
金融機関取扱期限日	8月23日	269920
コンビニ等取扱期限日	9月2日	21,831

沖縄電力株式会社
うるま支店

令和3年7月分 (延滞利息額 23 円含まず)

¥8,050-

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 5380	2000
42808	49 1 6		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	294 kWh	令和 3年 8月分
ご利用期間		7月14日~ 8月13日	
お支払期日		9月13日	
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			

今月検針日	8月14日	翌月検針日	9月14日
今回指示数	7175	前回(取付)指示数	6881
乗率	1	使用量	294
計器番号	180740	取替前使用量	
前月	279	前年同月	373

ご請求金額 (再エネ賦課金) **8,676 円** (再掲 987 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 7円58銭 - 3円16銭	+33円60銭 +33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円76銭 - 0円32銭	+ 3円36銭 + 3円36銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 8月分

領収金額 **8,676 円**

料金 7,660 円
再エネ賦課金 987 円
延滞利息額 29 円

[再掲]
消費税等相当額 786 円
燃料費調整額 -223.42 円

ご使用量 294 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月13日	日附印
金融機関取扱期限日	9月23日	01253
コンビニ等取扱期限日	10月3日	21,930

沖縄電力株式会社
うるま支店

令和3年8月分 (延滞利息額 29 円含まず)

¥8,647-

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号				店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	400 5380	2000
42808	49	1	6		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	310 kWh	令和 3年 9月分	ご利用期間 8月14日~ 9月13日 お支払期日 10月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	-----------	---

今月検針日	9月14日	翌月検針日	10月14日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	7485	前回(取付)指示数	7175	前月 前年同月
乗率	1	使用量	310	180740
		計器番号	取替前使用量	294 285

ご請求金額 (再エネ賦課金)	9,332 円 (再掲 1,041 円)
----------------	----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 3円16銭 + 1円26銭 +33円60銭 +33円60銭	
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円32銭 + 0円13銭 + 3円36銭 + 3円36銭	

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
 引越 0120-586-390 検針員

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年 9月分

領収金額	9,332 円
料金	8,260 円
再エネ賦課金	1,041 円
延滞利息額	31 円

【再掲】
消費税等相当額 845 円
燃料費調整額 -99.16 円

ご使用量 310 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月14日
金融機関 取扱期限日	10月22日
コンビニ等 取扱期限日	11月3日

沖縄電力株式会社 うるま支店 収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

令和3年9月分 (延滞利息額 31円含まず)

¥9,301-

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号				店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	400 5380	2000
42808	49	1	6		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	281 kWh	令和 3年 10月分	ご利用期間 9月14日~ 10月13日 お支払期日 11月15日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	------------	--

今月検針日	10月14日	翌月検針日	11月13日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	7766	前回(取付)指示数	7485	前月 前年同月
乗率	1	使用量	281	180740
		計器番号	取替前使用量	310 239

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,526 円 (再掲 944 円)
----------------	--------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh + 1円26銭 + 7円89銭 +33円60銭 +33円60銭	
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円13銭 + 0円79銭 + 3円36銭 + 3円36銭	

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
 引越 0120-586-390 検針員

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年10月分

領収金額	8,526 円
料金	7,550 円
再エネ賦課金	944 円
延滞利息額	32 円

【再掲】
消費税等相当額 772 円
燃料費調整額 36.49 円

ご使用量 281 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月15日
金融機関 取扱期限日	11月25日
コンビニ等 取扱期限日	12月3日

沖縄電力株式会社 うるま支店 収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

令和3年10月分 (延滞利息額 32円含まず)

¥8,494-

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号		店所 作業区		ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 5380		2000
42808	49 1 6			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	222 kWh	令和 3年 11月分	ご利用期間 10月14日~11月12日 お支払期日 12月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	--

今月検針日	11月13日	翌月検針日	12月14日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	7988	前回(取付)指示数	7766	前月 281 前年同月 257

ご請求金額	6,783 円
(再エネ賦課金)	(再掲 745 円)

燃料費調整単価 再エネ賦課金単価

当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 7円89銭 + 13円26銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円79銭 + 1円33銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出ください。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年11月分

領収金額	6,783 円
料金	6,008 円
再エネ賦課金	745 円
延滞利息額	30 円

[再掲]
消費税等相当額 613 円
燃料費調整額 175.37 円

ご使用量 222 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月14日	検印(4)	印
金融機関 取扱期限日	12月24日	2699	21.12.24
コンビニ等 取扱期限日	1月3日	ローン沖縄 こどもの国前店	

沖縄電力株式会社
うるま支店 収入印紙貼付欄

令和3年11月分(延滞利息額30円含まず)

¥6,753-

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

花城 大輔 様
仲宗根ビル 201

電気番号		店所 作業区		ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 5380		2000
42808	49 1 6			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2808-0004-9160-0000

ご使用量	計	169 kWh	令和 3年 12月分	ご利用期間 11月13日~12月13日 お支払期日 1月13日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日	12月14日	翌月検針日	1月18日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	8157	前回(取付)指示数	7988	前月 222 前年同月 224

ご請求金額	5,142 円
(再エネ賦課金)	(再掲 567 円)

燃料費調整単価 再エネ賦課金単価

当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 13円26銭 + 19円57銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 1円33銭 + 1円96銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出ください。

電気料金払込受領証

花城 大輔 様

電気番号 42808- 49-1-6
ご契約種別 従量電灯
令和 3年12月分

領収金額	5,142 円
料金	4,547 円
再エネ賦課金	567 円
延滞利息額	28 円

[再掲]
消費税等相当額 464 円
燃料費調整額 224.73 円

ご使用量 169 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月13日	日検印(4)	印
金融機関 取扱期限日	1月21日	269920	
コンビニ等 取扱期限日	2月2日	22.1.31	ローン沖縄 こどもの国前店

沖縄電力株式会社
うるま支店 収入印紙貼付欄

令和3年12月分(延滞利息額28円含まず)

¥5,114-

領収証・預り証 No 004287

入金日 2021年 3月 23日

花城 大輔 様


所在地 沖縄市胡屋 2-15-26 (565)

物件名 仲宗根ビル (201)

金額 64,947 円

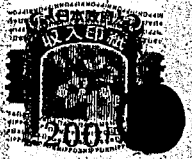
但し、2021年4月分家賃代として

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	1,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	764,947



住友ハウス(株)
沖繩市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-8249
 FAX. (098)932-8227

担当



領収証・預り証 No 004288

入金日 2021年 4月 23日

花城 大輔 様


所在地 沖縄市胡屋 2-15-26 (565)

物件名 仲宗根ビル (201)

金額 64,947 円


但し、2021年5月分家賃代として

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	1,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	764,947



住友ハウス(株)
沖繩市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-8249
 FAX. (098)932-8227

担当



領収証・預り証

No 004289

入金日 2021年 5月 24日

花城 大輔 様

所在地 沖縄市胡屋 2-15-26 (565)

金額 64,947 円

物件名 仲宗根ビル (201)

但し、2021年6月分家賃代とレ?

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	1,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	764,947



住友ハウス(株)

SUMITOMO 沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-0721 FAX. (098)932-0721

担当

領収証・預り証

No 004291

入金日 2021年 6月 23日

花城 大輔 様

所在地 沖縄市胡屋 2-15-26 (565)

金額 64,947 円

物件名 仲宗根ビル (201)

但し、2021年7月分家賃代とレ?

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	1,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	764,947



住友ハウス(株)

SUMITOMO 沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-0721 FAX. (098)932-0721

担当

領収証・預り証 No 004292

入金日 2021年 7月 23日

花城 大輔 様


所在地 沖縄市胡屋 2-15-26
(565)

物件名 仲宗根ビル (201)

金額 64,947 円

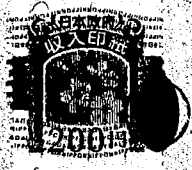
但し、2021年8月分家賃計217

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	1,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	76,497



住友ハウス
SUMITOMO 沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-1171
FAX (098)932-1172

担当



領収証・預り証 No 004293

入金日 2021年 8月 23日

花城 大輔 様


所在地 沖縄市胡屋 2-15-26
(565)

物件名 仲宗根ビル (201)

金額 64,947 円

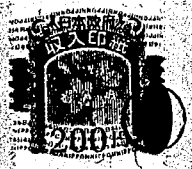
但し、2021年9月分家賃計217

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	1,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	76,497



住友ハウス
SUMITOMO 沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-1171
FAX (098)932-1172

担当



領収証・預り証 No 004294

入金日 2021年 9月 24日

花城 大輔 様


所在地 沖縄市胡屋 2-15-26
(565)

金額 63,660 円


物件名 仲宗根ビル (20)

但し、2021年10月分家賃代と17

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	660	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	763,660



担当



住友ハウス(株)

沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-0240
FAX. (098)932-0270

領収証・預り証 No 004295

入金日 2021年 10月 25日

花城 大輔 様


所在地 沖縄市胡屋 2-15-26
(565)

金額 63,660 円


物件名 仲宗根ビル (20)

但し、2021年11月分家賃代と17

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	660	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	763,660



担当



住友ハウス(株)

沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-0240
FAX. (098)932-0270

領収証・預り証 No 004296

入金日 2021年 11月 24日


花城 大輔 様


所在地 沖縄市胡屋 2-15-26
(565)

金額 63,660 円 物件名 仲宗根ビル (201)


但し、2021年12月分家賃代として

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	660	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	763,660





住友ハウス(株)
SUMITOMO 沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-0200
 FAX. (098)932-0222

担当


領収証・預り証 No 004297

入金日 2021年 12月 23日


花城 大輔 様


所在地 沖縄市胡屋 2-15-26
(565)

金額 64,947 円 物件名 仲宗根ビル (201)


但し、2022年1月分家賃代として

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	1,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	764,947





住友ハウス(株)
SUMITOMO 沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-0200
 FAX. (098)932-0222

担当


領収証・預り証

No 004298

花城 大輔 様

入金日 2022年 1月 24日

金額 64,947 円

所在地 沖縄市胡屋 2-15-26 (565)

物件名 仲宗根ビル (201)

但し、2022年2月分家賃代として

家賃	60,000	敷金	
共益費	3,000	礼金	
水道料	1,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	764,947



住友ハウス(株)

沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-0248 FAX. (098)932-0247

担当

領収証・預り証

No 004826

花城 大輔 様

入金日 2022年 2月 24日

金額 64,947 円

所在地 沖縄市胡屋 2-15-26 (565)

物件名 仲宗根ビル 201

但し、2022年 3月分 家賃代として

家賃	760,000	敷金	
共益費	73,000	礼金	
水道料	71,947	仲介手数料	
駐車料		内金	
		合計	764,947



住友ハウス(株)

沖縄市諸見里3-1-4 TEL. (098)932-0248 FAX. (098)932-0247

担当

事務所費

事務所概要申告票

議員名 花城大輔

1. 物件の所在

住所	沖縄市胡屋2-15-26 仲宗根ビル201	
電話番号	933-8746	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借借契約先 [仲宗根 辰夫] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 花城大輔 (印)

賃貸人 氏名 [Redacted] (印)
住所 [Redacted]

事務所費充当状況申告票

議員名 花城 大輔

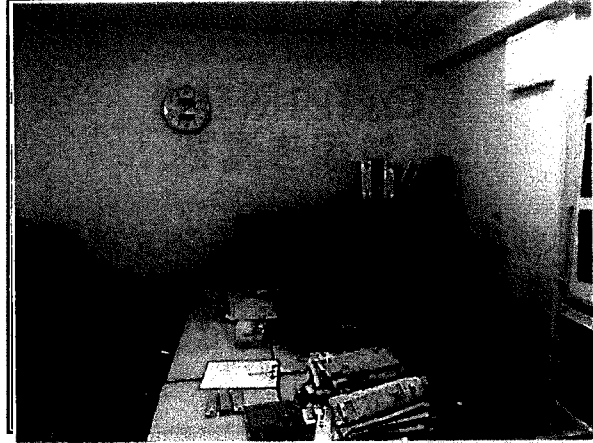
1. 事務所の状況

住所	沖縄市胡屋2丁目15番26号 仲宗根ビル201
----	-------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	60,000 円
その他	共益費 3,000 円
	水道料 1,947 円

(充当額)

家賃(月額)	60,000 円
その他	共益費 3,000 円
	水道料 1,947 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

花城 大輔 (Seal)

NO.565

賃貸借契約更新書

物件名称 仲宗根ビル 201号室
賃借人 花城 大輔 様

2015年 2月 1日 契約の上記物件は、第3条（更新）
により更新条件としての更新手数料 7,000 円の
入金があり受領致しましたので更新致します。

期間 自 2021 年 2 月 1 日
至 2023 年 1 月 31 日

尚、今後とも賃貸借契約書の条文、念書等の内容は存続する
ものとする。

 住友ハウス(株)

沖縄市緒見里3-1-4 TEL 982-0249

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸与人(以下「甲」という。)及び賃借人(以下「乙」という。)は、第3条(1)に記述する目的物件(以下「本物件」という。)について、第4条の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間及び更新)

- 第3条 契約期間は、第4条(1)に記述のとおりとする。
- 2 契約期間満了の際、甲及び乙は、管理会社協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 更新の際、更新料手数料として、2,000円を支払うものとする。
- 4 契約更新は、失効した火災保険(賃貸借関係)を新業に加入して更新するものとする。

(賃料・共益費)

- 第3条 乙は、第4条(1)の記載に依り、賃料・共益費を甲に支払わなければならない。
- 2 賃料は1ヶ月金 250,000円也、共益費金 25,000円也を毎月23日に翌月分の賃料及びその他の費用を甲の指定する方法で支払うものとする。
- (前項支払いの場合、第2条手数料は借主の負担とする。)

- 3 1ヵ月に満たない期間の賃料・共益費は、1ヵ月を30日として日割りに計算した額とする。
- 4 甲及び乙は、賃貸借の開始日より共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 5 家賃を滞延した場合で支払いが翌月に滞も継続した場合は、滞延額を金として1ヵ月につき金1,000円を支払うものとする。

(賃借の権利)

- 第4条 甲は、本物件に係る公法上の権利を行使するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・電話料・郵便料・税金等、その他費用に係る使用料金を負担するものとする。

(礼金)

第6条 甲は、礼金として賃料の—ヵ月分、金 —円也を乙から受領した。

(保証)

- 第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、第4条(1)に記述する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 甲は、敷金として—ヵ月分、金 2,000,000円也を乙から受領した。但し、敷金には利息をつけない。
- 3 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料・共益費その他の債務と担保をすることができない。
- 4 敷金は、本契約を1ヵ月単位で満了した場合は返還しないものとする。但し、1ヵ年以上で本契約を満了した場合は、本物件の明け渡し後、賃料の滞りその他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、解約後、30日以内に銀行振込にて返還する。前記明渡し時の原状回復費用に不足が生じた場合は追加して甲に支払うものとする。但し手数料はこの負担となりません。

第4条(1) 事業の概要

事業の概要 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)	
	(勤務先)	(会社名・部署名)
	(携帯)	

第4条(2) 貸主及び管理会社

貸主	氏名	
	住所	

管理会社	商号又は名称	住友ハウス
	所在地	兵庫県神戸市灘区東山1-4
	連絡先	066-453-0249

第4条(3) 更新に関する事項

更新料	
-----	--

(禁止又は制限される行為)

- 第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、取壊若しくは demolition 又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、原簿上の専有権を譲渡してはならない。
- 4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 5 乙は、敷金又は保証金の返還義務を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 6 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一、 供張、刃物類又は器具類、発火性を有する危険な物品等を設置又は保管すること。
 - 二、 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬入付すること。
 - 三、 顧客等の送迎行為を行うこと。
- 四、 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、既社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
- 五、 本物件を既社会的勢力の事務所その他の用途の拠点に供すること。
- 六、 本物件または本物件の原簿において、著しく危険若しくは烈激な震動を行ひ、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- 七、 本物件に既社会的勢力を居住させ、または既社会的勢力を出入りさせること。

7 乙は、本物件又は本物件の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一、 階段、廊下等共用部分への物品の設置。
- 二、 階段、廊下等共用部分への看板、ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約、使用規約等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知したときその事項を遵守しなければならない。
- 4 既借権譲渡と同時に甲は、乙が入居に必要となる本物件の鍵を交付する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の通知取置、交換を甲の承諾なく行ってはならない。

(専有権中の事項)

- 第9条 甲は、本物件第一号から第二号に掲げる箇条を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の放棄又は遺失により必要になった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 一、 電灯、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二、 その他費用が膨大な増額。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならず、この場合に於いて、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の費用を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第二号に掲げる箇条を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に修繕箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て修繕を得るものとし、その費用が膨らむに損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。但し、乙が第一号及び第二号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該修繕の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該修繕が履行されないことを要する。

- 一、 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
- 二、 乙の放棄又は遺失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 三、 履行取り消しの開始
- 四、 取壊手続きの開始
- 五、 会社連理手続きの開始
- 六、 民事再生手続きの開始
- 七、 会社更生手続きの開始
- 八、 特別清算手続きの開始

2 甲は、乙が次に掲げる事由に違反した場合において、当該修繕費用により本契約を締結することが阻害されると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一、 本物件を原簿上の用途以外の用に供したとき。
- 二、 第7条のいずれかの規定に違反したとき。
- 三、 入居時に、乙または第三者が乙に入居した事実を重大な過失があつたことが判明したとき。
- 四、 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(解約弁入)

第11条 乙は、甲に対して1ヵ月前に解約の申入れを文書にて行うことにより、本契約を終了することができる。但、通知が1ヵ月に満たない場合は賃料の1ヵ月相当分を支払うとして解約することができる。甲が自己の都合で解約する場合には、6ヵ月以上の期間をおき、乙に通告するものとする。

(明渡し及び明渡し時の義務)

- 第12条 乙は、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸主と受けた本物件の鍵複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に設置されたこの所有物が、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を乙に請求することができる。

5 本物件の消滅し終った後、乙は、本物件内に乙が設置した設備・設備等を撤去し、本物件の更迭後所及び本物件に生じた汚損、損傷等をすべて修繕して、本物件を引き渡すに相当する状態に復元しめなければならない。

(立入り)
 第13条 甲は、本物件の取り、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本条第1項において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の瑕疵をするときは、甲及び乙の承諾を得る者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一先期本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物の構造等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(乙の通知義務)
 第18条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一、 長期に休業するとき。
 二、 連帯保証人の住所・氏名・職業の連絡先・その他の変更。
 三、 連帯保証人の死亡又は解散。

(連帯保証人)
 第14条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じるこの債務を負担するものとする。

(保証金)
 第15条 本物件本契約において、乙の費用負担で保証金約を付帯し本契約が終了するまで乙は前項保証金を確保するものとする。

(免責)
 第16条 地震、火災、風水被害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の効力)
 第17条 天災地災、火災等により本物件を専ら使用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、其の使用を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。

2 前項の場合、甲の預かり金又は第6条4項但し書きに準じて精算し、返還するものとする。

(修繕)
 第18条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(暴行団等の排除)
 第19条 乙が各条のいすれかに該当したときは、乙は何ら催告を要せず本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

2 暴力団員又は、反社会的団体の構成員、準構成員と判明したとき。
 3 本物件、共用部分、附属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちようちん、看板、その他これらに類する物件を掲示、若しくは搬入したとき。
 4 暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同構成員等を居住させ、又は、これらの者を匿居隠蔽して出入りさせたとき。

5 乙又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件に近接する場において暴力団の勢力を背景に租界又は暴力的な行動をして、他の入居者、管理員、出入者、近隣住民等に迷惑、不安感、不快感を与えたと認められたとき。
 6 本物件、共用部分、その他本物件周辺において、乙又はその関係者、関係者が暴行脅迫、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、囚禁等を行って、訴訟を提起し、訴訟を継続する必要があるときは、本物件の所在處を管理する地方公共団体を第一管轄官署とする。

(金銭の支払い方法)
 第21条 金銭の支払い方法は、下記のとおりとする。

- ① 前項日額に本人の口座から銀行引き落としとする。
- ② 銀行口座からの自動振替払いの場合、銀行は毎月22日に引き落としする。その前日に振替がない場合は、銀行は不足として処理し引き落とし出来ない。その場合当該月の口座に現金を振り込まなければならない。(振込手数料はこの負担となります。)
- ③ 契約第1回目の入金支払いは、3月分は2月22日(日)に(口座振替)になります。

④ 住宅ローン返済金口座

振込先	銀行名	支店名	口座番号
口座種別	口座名義	口座種別	口座名義
口座種別	口座名義	口座種別	口座名義
口座種別	口座名義	口座種別	口座名義

7718

厳守事項

1. 通紙、ペラング袋、陶器、石膏等は着にきれいにしてください。
2. 契約後、入居者が暴力団関係者と判明した場合は、無条件で解約します。
3. 駐車場は、指定された場所に駐車して下さい。草草、駐車場の管理は入居者各自で行うこと。
4. 犬・猫等、ペット等の飼育・飼育は出来ません。
5. ゴミは、可燃・資源物の場合、分別用として処理しますので各自でゴミの減量と契約し、決められた日時、決められた場所に下して下さい。尚、処理されたゴミがあった場合は、処理費用を徴収する場合がありますので注意して下さい。
6. 排水の滞りは1カ月前となっております。必ず排水が滞りし、排水設備等に異常を察知して手直しを行ってください。
7. 個人に原因となる行為は一切出来ません。
8. 台所等はペラングにある状態を維持または清掃の頻度を高めるようにして下さい。
9. 台所等は排水を防ぐため、ペラングの排水溝を掃除するようにして下さい。
10. 台所等は換気を防ぐため、窓気口を閉じて下さい。
11. 台所等は水まきによる排水を防ぐため、窓ガラスやドアの隙間に新聞紙等を貼って下さい。

注意：個人の不注意によりアパートの設備が破損した場合は入居者負担となります。

※本件賃貸には家賃人の費用負担で保証契約を付帯し、本件賃貸契約が終了するまで賃借人は前住保証契約を締結するものとする。

念書

1. 資料を1カ月以上滞納し、その旨の連絡を怠った場合は、貴社において「催告状」の送付、「滞借保証人」または「身内」等への連絡が行われても私は絶対に異議を申しません。
2. 資料を2カ月以上滞納した場合には、貴社において、「契約の解除」と同時に「室内の立ち入り解除」及び「鍵の交換」が行われても、私は絶対に異議を申しません。
3. 資料を2カ月以上滞納した場合には、貴社において、「滞借保証」の手続きを取られても私は、絶対に異議を申しません。また、「滞借保証」に伴う貴社その他の物品の処分については、そのすべての権限が貴社にあることを了承します。
4. 上記の「滞借保証」および「滞借その他の物品」の処分に伴う「滞借返済金」「滞借料」「滞借保証金」等一切の費用は、すべて私が負担します。
5. 滞借料を原因とする滞借返済費用は、私、並びに滞借保証人が負担します。
6. 貴借人以外の「滞借保証人」である私は、上記1から6までの事項を了承するとともに、滞借保証人としての義務を履行するため、貴借人以外の滞借保証人の債に基づく不足金等の償還の履行に關し、完全解決するまで絶対に異議を述べないことを誓います。

平成 27 年 1 月 27 日

貴借人(乙) 氏名 花城大輔

滞借保証人 氏名 [REDACTED]

滞借保証人 氏名 [REDACTED]

実印